

■ Article (vol. 71) ■

25年度税制改正の行方

日税研専務理事 坂田純一

.....
新年明けましておめでとうございます。日本税務研究センターも、昨年2月公益財団法人に移行いたしました。一層、国家社会に貢献できる学術的調査研究事業を中心とした活動してまいりますので、読者の皆さま方のご理解ご協力をお願いいたします。

今年、「癸巳（みずのとみ）」の年。「巳」は、胎児の形を表した象形文字といわれ、蛇が冬眠から覚めて地上にはい出す姿から「起こる、始まる」などの意味があるとされています。また、蛇は脱皮することから「復活と再生」を連想させるものであり、低迷し続けている日本経済の「復活と再生」に期待するところ大です。

ところで、新年のメルマガは、通常年であれば「〇〇年税制改正大綱」に関する内容の解説となっております。しかし、ご高承の如く、師走選挙といわれた第46回衆議院議員総選挙では、自民党が294議席（改選前119議席）を獲得して圧勝。連立与党となった公明党と合わせ、その議席総数は325となり衆議院再可決可能となる3分の2を超えることとなりました。選挙後の12月26日、特別国会において第2次安倍内閣が発足しています。このような特殊事情もあり、年末恒例の税制改正大綱（決定）は大幅に遅れ、恐らく1月下旬となるようです。したがって、メルマガによる25年度税制改正大綱に関する内容の解説等については、本年2月、3月の掲載となる予定です。

本稿は、1月8日時点で知り得る限りのマスコミ報道などから推測したものであり、このような事情を勘案してお読みいただければ幸いです。

一 税調調査会

各年の税制改正大綱は、これまで税制調査会（旧政府税調を含む）において策定されてきた。旧政府税調の歴史は古く昭和21年に国の機関として発足、昭和28年には閣議決定により内閣に設置され、以後、何度かの改廃がある。旧政府税調（大学教授等の有識者が会長）は、「内閣総理大臣の諮問機関として、租税制度に関する基本的事項を調査審議する」ことを目的としていた。その間、自民党政権時代の個別具体的な改正事項は、むしろ、自民党内の税制調査会（党税調）が実権を握っていたとされる。政府税調を「旧」としたのは、平成21年の政権交代により、民主党連立政権において旧政府税調が改組されたからである。すなわち、政権与党内の党税調と政府の税調の機能を一元化し、政府の責任において閣僚である政治家（財務大臣が会長）を中心とした税制調査会に衣替えしたためである。

「与党主導方式に回帰」との一部の報道によると、自公連立政権では、自民党税調が公明党と調整しながら与党税制改正大綱をまとめるようである。さらに、

「政府は与党大綱の内容を変えず、閣議決定するとみられる（東京新聞、平成22年12月22日）」との観測もだされている。師走選挙となったため、また予算編成時期と重なったことなど税制改正に関して議論する十分な時間的余裕のないこともあるが、自民党政権時代に設置されていた（政府）税制調査会が復活（再登場）するかは不透明である。

二 自民党・公明党の選挙政策（税制関連）

25年度税制改正は与党主導ともいわれることから、政権与党となった自民党と公明党の選挙政策を概観してみる。

「日本を取り戻す」として勝利した自民党は、総選挙にあたり「重点政策2012、政策BANK」を公表していた。しかし、税制改正に関する具体的な記述はそこに見出せない。このことは、民主党が政権獲得を目指した際のマニフェスト関連の政策集「INDEX2009」における詳細な税制（税制改正過程の抜本改革等）に関する主張と大きな隔たりがあるとも思われる。一方、公明党は、衆院選重点政策（マニフェスト2012）の「生活者支援セーフネットの再構築」の中で、「生活支援、子育て・教育支援等のため、減税と低所得者への給付を組み合わせた給付付き税額控除制度を導入します。」としている。また、税制のあり方についても、消費税に関しては「消費税率8%引き上げ段階から、確実に低所得者対策を実行します。法律上は、食料品など生活必需品等への「軽減税率」や「簡素な給付措置」を検討することになっており、公明党は軽減税率の導入を目指します。」とし、さらに「所得税は、再分配機能を強化する観点から、最高税率の引き上げなど、累進性を強化します。相続税は、格差の是正や世代間の所得移転の観点から、基礎控除の引き下げや最高税率の引き上げなど税率構造を見直します。あわせて高齢者等が持つ資産を子や孫世代へ早期移転を促すため、税制措置を講じます。」と、自民党のそれよりも具体的な提言をしている。

消費税増税に伴う低所得者対策としては、公明党が「税率8%の段階での軽減税率導入を25年改正の最優先事項としている。」とし、「対象品目としては食料品の一部（米、味噌、野菜等）と日刊紙に絞る案を示している（日本経済新聞、平成25年1月6日朝刊）。」との報道もある。なお、自民党は、税率8%の段階での軽減税率導入について「慎重な対応」との姿勢を示しており、最後まで調整がもつれることも予想される。

税と社会保障一体化に関連し、昨年6月26日、いわゆる「消費税増税法案」を含む「社会保障と税の一体改革関連法案（以下、「一体法案」という。）」が衆議院において可決成立し、「消費税率が、2014年4月に8%、15年10月に10%と2段階で引き上げる」との消費税増税が実現する方向となっているが、「社会保障・税一体改革に関する3党実務者間会合合意書（以下、「合意文書」という。）」や各党幹事長による「3党確認書」が締結されていることから、3党間の調整も必須になるのではないかとも思われる。

三 経済界からの税制改正要望

各種世論調査をみても、第2次安倍内閣に対する支持率は高い。その中でも「金融政策」、「財政政策」、「成長戦略」は、三本の矢ともいわれる。デフレからの脱却のためにも「経済再生」が、喫緊の課題とされている。歳出規模12兆円程度の補正予算も、15日に閣議決定される予定とのこと。

「企業の研究開発を後押しする減税を拡充する方針。製造業の国際競争力を高め、安倍晋三政権が最優先課題に掲げる経済再生につなげる狙い(日本経済新聞、平成25年1月5日朝刊)。」とする報道のほか、ここにきて経済界からの税制改正要望がクローズアップされ始めている。そうした中、自民党は、1月7日、25年度税制改正に向け初の税制調査会(野田毅会長)総会を開催し、主な検討項目を手はじめとして本格的な議論を開始した。野田毅会長は、「最優先課題である円高・デフレの克服に全力を挙げたい(日本経済新聞、平成25年1月8日朝刊)。」と挨拶しており、恐らく、その中心テーマとしては、税制が後押しする「経済再生」を視野に入れる方向で行われるのではなかろうか(注)。そこで、最後に「25年度税制改正の行方」を探る一助として、主な経済界からの改正要望を列記してみたいと思う。

○一般社団法人 日本経済団体連合会(平成24年10月5日)

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2012/069.html>

日経連は、三つの大きなテーマ(①消費税法改正法の成立を踏まえ取り組むべき重要課題、②東日本大震災による環境変化を踏まえた税制の整備、③経済のグローバル化に対応した国際課税制度の整備)を掲げている。①に関しては、法人実効税率の引き下げ、事業所税の廃止、研究開発促進税制の拡充及び本則化・恒久化、欠損金の繰越期間の無期限化及び繰戻還付の復活、受取配当の益金不算入割合の引き上げ、特定同族会社の留保金課税の廃止などを要望している。その他、消費税に係る諸制度の整備(仕入税額控除制度の見直し等)、個人所得課税(諸控除及び税率構造、金融証券税制)、資産課税についても一定の要望を行っている。

○日本商工会議所(平成24年7月19日)

<http://www.jcci.or.jp/recommend/request/2012/0719140145.html>

日商は、中小企業を柱とした成長の実現など、日本の経済再生を基本的な考え方として論じ、個別項目としては①消費税引上げに伴う弊害の是正、②事業承継と創業促進に資する税制、③中小企業の活力強化に資する税制、④内需拡大・地域活性化に資する税制、⑤納税環境整備の充実、⑥経済活動・国民生活に資する税制の整備等を要望している。

中小企業の活力強化に資する税制では、企業の活力強化、経営力の強化、事業再生・継続を後押しする税制の措置・拡充を求めている。

○経済産業省（平成24年9月7日）

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2013/120907a/120907a_01j.pdf

経産省は、①「根こそぎ空洞化」の防止と世界で勝ち抜く産業・企業群の再構築、②新たなエネルギーミックスの実現と資源・燃料の戦略的確保、③地域の経済・雇用を支える中小企業の活性化を大きな柱とし、消費税引上げに伴う円滑な転嫁への万全の対応、などを要望している。ただし、これらは、いずれも民主党政権時代のものであり、新政権の下では新たな要望が出される可能性を否定できない。

（注）主な検討項目と想定されるもの（1月8日時点）

- ① 所得税の最高税率の見直し（税制抜本改革法附則第20条関係）
- ② 相続税・贈与税の見直し（税制抜本改革法附則第21条関係）
- ③ 事業承継税制（税制抜本改革法附則第7条第4号イ関係）
- ④ 金融税制～日本版ISA・金融所得課税の一体化（税制抜本改革法附則第7条第2号イ関係）（解説）日本版ISAとは、英国の個人貯蓄口座（ISA）を参考とした少額投資の非課税制度をいうとされる。
- ⑤ その他
 - ・ 住宅取得の税負担の平準化と緩和
 - ・ 自動車取得税と重量税の負担の軽減
 - ・ 研究開発税制
 - ・ 延滞税の見直し

※税制抜本改革法とは、平成24年8月22日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」をいう。<http://law.e-gov.go.jp/announce/H24H0068.html>

四 直近のニュース（緊急経済対策：減税措置）

マスメディアは、1月9日夕、政府・自民党が今月11日にまとめる予定である緊急経済対策関連の減税措置を一斉に報道した。それらの報道によると、この減税措置は今月下旬に策定するとされている25年度税制改正大綱に反映されることである。ただし、執筆時（9日）の正式な確認情報ではなく、しかも以下の減税措置については、それぞれ一定の要件が付されると思われるので留意されたい。

減税措置としては、①設備投資（前年度より投資額を増やした企業を対象に前倒し償却又は税額控除）、②雇用促進（給与支払額を増やした企業を対象に減税措置）、③研究開発（税額控除上限の拡大）、④交際費（中小企業の損金算入上限額600万円の引上げ）、⑤教育費（祖父母から孫へ贈与した教育資金の非課税措置）となっている（日本経済新聞、平成25年1月9日夕刊等）。

以上